

診療報酬の実質マイナス改定に抗議する

政府は12月20日、2014年の診療報酬改定について、消費税増税補填分を除いて実質▲1.26%とすることを決めた。公的保険の給付を広げ、安心・安全の歯科医療を提供し、歯科衛生士や歯科技工士等、歯科医療関係者の待遇を改善するため、診療報酬の引き上げこそ喫緊であり、マイナス改定は断じて容認できない。強く抗議する。

また、医療現場の実態を無視して、うがい薬の保険外しを財務省と厚労省の官僚間の合意で強行しようとしていることに断固反対する。これは、一つうがい薬だけの問題にとどまらず、皆保険の崩壊につながるものである。

歯科診療報酬は長らく低い評価に止め置かれ、国民医療費に占める歯科医療費割合は6.9%まで低下、その影響が国内技工の疲弊などとなって現れている。診療報酬は、地域医療を支える医療機関の健全運営を維持するとともに、患者・国民が受ける医療の質・量を保障する役割を担っている。

ところが、自公政権時代の2002年▲2.7%、2004年▲1.05%、2006年▲3.16%、2008年▲0.82%と、マイナス改定が続けられ、医療・歯科医療は大きな打撃を受け、「医療崩壊」が社会問題となった。民主党政権下の2010年プラス0.19%、2012年プラス0.004%とマイナス改定は回避されたが、名ばかりのプラスで医療再建のめどは立っていない。

支払基金と国保連のデータを元にした「医療機関MEDIAS」を見ると、1施設当たり医療費の対前年比は、歯科診療所で改定前の2011年度2.4%から2012年度0.9%に、医科診療所も1.7%から0.2%へ、大きく低下している。

医療崩壊を阻止し、国民医療の改善と社会保障を充実することは国民の願いである。そのためには、実質的な診療報酬のプラス改定が必要である。同時に、医療機関にかかりやすくするため患者窓口負担割合の軽減が必要である。

今回の改定率合意では、国民の医療・歯科医療を保障することができず、「消費税増税は社会保障のため」という公約が国民を欺くものだったことが改めて明らかとなった。消費税を増税し、8兆円のうち5兆円を大企業向け経済対策にあてるのではなく、真の景気対策のために消費税増税をストップするべきである。

大阪府歯科保険医協会は、保険のきく歯科治療の拡大など保険で良い歯科医療を実現し、社会保障を充実し、経済を活性化させていくため、患者・国民とともにさらなる運動を進めるものである。

2013年12月26日

大阪府歯科保険医協会第10回総務会